職員用

【台風接近時の服務について】

職員は**暴風警報、暴風特別警報(以下、暴風(特別)警報等」という。)**が沖縄本島南部地域に発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるものではない。<u>バスの運行が行われている間は出勤し、暴風対策に当たるものとする。</u>ただし、遠距離通勤で安全等に問題がある場合は電話等で校長(学校)に連絡し指示を仰ぐものとする。

1 業務停止について

暴風(特別)警報等が沖縄本島南部地域に発令され、かつバスの運行が停止した場合、校長から特に勤務を命じられた職員以外は業務停止とする。

2 業務再開について

暴風(特別)警報等が解除になるか、バスの運行が再開された場合、業務を再開する。ただし、下記の点に留意すること。

- (1) **暴風(特別) 警報等**の解除かバスの運行再開が正午以前に行われた場合、 解除から2時間後をめどに授業を再開する。また、正午~14時までに解除 かバスの運行再開の場合は、授業はないが出勤し後片付け等に当たる。た だし、通勤で安全等に支障がある場合は電話等で校長(学校)に連絡し指 示を仰ぐ。
- (2) 暴風(特別)警報等の解除かバスの運行再開が14時以降に行われた場合、引き続き業務停止とする。
- 3 校長が業務の停止措置をした場合、特に勤務を命じられた職員以外の職員は、 特別休暇の手続きを取るものとする。出勤した場合でも同様とする。

令和3年7月